# 居宅介護支援及び介護予防支援重要事項説明書

# <令和6年4月1日>

あなた(利用者)に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき事項は、次のとおりです。

# 1. 基本方針

利用者が住み慣れた自宅で自立に向けたより良い生活ができるように支援します。

# 2. 一般社団法人茅野市訪問看護センターの居宅介護支援及び介護予防支援の概要

# (1) 事業所の名称、所在地等

事業	美 所 名	名	訪問看護ステーションりんどう
所	在	也	長野県茅野市塚原二丁目5番45号
介護保険事業所番号		号	2 0 6 1 4 9 0 0 1 3
管	理	者	梅原 洋子
電影	岳 番 5	号	0 2 6 6 -7 5 - 2 6 7 0
通常の事業の実施地域			茅野市・原村

# (2) 同事業所の職員体制

区分	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者(介護支援専門員) 介護支援専門員兼務	1名		支援事業総括 ケアプラン作成 相談業務等	1名
介護支援専門員	1名以上		ケアプラン作成 相談業務等	1名以上
事務職員		1名	庶務等	1名

# (3) 営業日、営業時間

<b>学</b> # □	月曜日~金曜日
営業日	但し国民の祝日及び12月29日~1月3日を除く
<b>公</b> 张 I	8時30分から17時15分
営業時間	電話等により24時間常時連絡が可能な体制となっています

# 3. 居宅介護支援及び介護予防支援の内容

(1) 利用者の把握	利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活上の困り
(1)作用有の追逐	事や環境などを把握します。
	利用者の状況や希望を踏まえ、利用する介護サービスの
(2) サービス調整	種類、料金等の説明を行い、選択されたサービス事業者
	への連絡調整を行います。
(3) 計画の作成	介護サービス等を利用するための計画を作成します。
	介護サービス事業者等が集まり、計画の内容について話
⑷ サービス担当者会議	し合います。(テレビ電話等を利用する場合は事前に許
	可を得ます)
	少なくとも月に1回(介護予防支援は3月に1回)は利
(5) 址 以为此况办部伍	用者宅で面接し利用者の心身の様子や計画の利用状況等
(5) サービス状況の評価	について確認し記録します。
	記録については規定により閲覧できます。
	計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成
(6) 給付管理	し、国民健康保険団体連合会(介護予防支援は地域包括
	センター)に提出します。
(7) 要介護認定の申請に係る	利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変
(7) 安介護総定の中間に係る	更申請を円滑に行えるよう援助します。利用者が希望す
援助	る場合、要介護認定の申請を代行します。
	利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介
(8) 介護保険施設等の紹介	護保険施設等の入所を希望した場合、利用者に介護保険
	施設等に関する情報を提供します。
	訪問看護、通所リハビリテーション等の医療系サービス
   (9) 医師との連携	を希望する場合には、利用者の許可を得て、主治の医師
(2) 区岬との建筑	等の意見を求めます。その場合主治の医師に居宅サービ
	ス計画書を交付します。

※居宅サービス作成・変更に当たっては以下の点に十分配慮します。

事業者は、利用者及びその家族に対して、公平中立に当該地域における複数の指定居宅サービス事業所等に関するサービスの内容・利用料金等の情報を提供し、サービスの選択を求めます。また当該事業所を居宅サービス計画に位置づけた理由を説明します。(前6か月に作成された計画のうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護の割合を提示します。)

事業者は要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するように努め、利用者の自立した日常 生活を阻害するような過剰なサービスを計画に位置づけることが無いように努めます。

# 4. 利用料金

#### (1) 利用料(月額)

要介護又は要支援の認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合、1か月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日茅野市・原村担当窓口に提出しますと、自己負担分を差し引いた額が払い戻されます。

詳細は別紙1参照。

#### (2) 交通費

通常の実施地域の方も実施地域外の方も交通費はかかりません。

#### (3)解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

# (4) その他 支払方法

料金が発生する場合、月ごとの清算とし、支払い後、領収書を発行します。

#### 5. 当事業所の居宅介護支援の特徴

#### (1) 運営の方針

- ・介護する人、される人、両方の方が無理なく安心して生活できるように介護支援 計画を相談し、手続きをします。
- ・利用者の皆様、自治体、地域の保健、医療、福祉サービスとの連携、協力そして 理解のもとに満足いただけるように努力します。

# (2) サービス利用のために

項目	有 無	備考
調査(課題把握)の方法		全国社会福祉協議会方式
介護支援専門員への研修の実施	0	行政その他主催の研修を定期的 に受講します

#### 6. 選任した介護支援専門員を交代することができます

#### (1) 利用者からの交代の申し出

選任された介護支援専門員の交代を希望する場合は、当該介護支援専門員が業務上 不適当と認められる事情その他、交代を希望する理由を明らかにして、事業所に対し て交代を申し出ることができます。解約料はいりません。

## (2) 事業所からの介護支援専門員の交代

事業所の都合により、担当介護支援専門員を交代することが有ります。その場合

は、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮 するものとします。

#### 7. 主治の医師及び医療機関との連携

事業所は利用者の主治の医師、歯科医師又は関係医療機関との間において、利用者の疾患に対する対応を円滑に行うために、疾患に関する情報について、必要に応じて連絡を取る場合があります。

その為に、入院、受診時等には当該事業所名及び担当介護支援専門員の名称を伝えて 頂きます様お願い致します。

又利用者の口腔に関する問題や服薬情報等、把握した状況について必要な情報伝達を 行います。

#### 8. サービス内容に関する相談・苦情

#### (1) 当事業所の利用者の相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情を承ります。

電 話 0266-75-2670

受付時間 月曜日~金曜日 8時30分~17時15分まで

担 当 梅原洋子

(2) その他当事業所以外に、苦情・相談窓口等に苦情を伝えることができます。

(茅野市の場合)高齢者・保険課	電話 0266-72-2101
(原村の場合) 福祉課	電話 0266-79-7703
諏訪広域連合介護保険係	電話 0266-82-8161
長野県国民健康保険団体連合会	電話 0262-32-1550

#### 9. 個人情報の取り扱い

当事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を洩らさないことを固く約束します。

この守秘義務は契約終了後も同様です。また、関係する者が退職後も守秘義務は継続 します。

#### 10. 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかに 市町村、利用者家族に連絡を行うとともに、必要な処置を講じ、再発生を防ぐための対 策を講じます。

当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の攻めに帰すべき事由により、利用者

の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

#### 11. 虐待防止について

事業所は人権の擁護・虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、従業者 に対し、委員会開催と研修を実施する等の措置を講ずるように努めます。

# 12. ハラスメント対策

利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、 セクシャルハラスメントなどの行為を禁じます。社会通念を逸脱するほどの背信行為があった場合は契約を解除する事もあります。

#### 13. 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供 を、受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓 練を実施します。

## 14. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

新型の感染症などのまん延防止のために選任の担当者を配置し、委員会を開催、指針の整備をし、研修を実施します。

#### 15. 身体的拘束などの原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、 身体拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用 者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

16. 当事業所の運営規定の概要及び勤務体制を記載した重要事項概要はインターネット上で公開しております。

## 17. 当事業所の概要

名称	一般社団法人茅野市訪問看護センター 訪問看護ステーションりんどう
代表者役職・氏名	理事長 今井 敦
所在地・電話番号	長野県茅野市塚原二丁目 5 番 4 5 号 TEL (0 2 6 6) 8 2 - 1 2 3 4

# その他実施事業

- (1) 健康保険法に基づく訪問看護事業
- (2) 介護保険法に基づく訪問看護事業及び介護予防訪問看護事業
- (3) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業及び介護予防訪問看護事業
- (4) 家庭における看護・介護に関する情報の収集及び調査研究
- (5)介護者・要介護者・要支援者に対する家庭での疾病、看護・介護に関する知識の普及、相談・助言、高齢者の福祉増進の向上及び啓発に関する事業
- (6) 在宅看護や介護職全般のサービス資質の向上、看護学生等の教育育成及び指導に関する事業
- (7) 前号までに掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要な事業

事業所数 居宅介護支援事業 1ヵ所

訪問看護(介護予防訪問看護) 1ヵ所

居宅介護支援及び介護予防支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、 重要事項及び契約書のを説明しました。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が署名の上、 1 通ずつ保管 するものとします。

事業所 所在地 長野県茅野市塚原二丁目5番45号

名 称 一般社団法人 茅野市訪問看護センター

説明者 所属 訪問看護ステーションりんどう

氏 名 梅原 洋子

私は、本書面により、事業所から居宅介護支援及び介護予防支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名

※(署名代理人)住所

氏 名 続柄

#### 個人情報提供同意書

良質なサービスの提供のため、『主治医・医療機関等』又は、『居宅サービス事業者・施設サービス事業者等』情報システム運用・保守業務の委託業者』に対して情報提供すること及び諏訪広域連合が保有する、要介護認定等に係る資料について、資料の提供を受けることに同意戴けますでしょうか。同意戴けましたら署名をお願い致します。個人情報保護方針に基づき、個人のプライバシーはお守り致します。

表記について同意します。

			令和	年	月	日
利用者	住	所				
	氏	名				
※(署名代理人)	住所	ŕ				
	氏	名			続柄	

# 別紙1

要介護度区分	要介護 1・2	要介護 3~5
取り扱い件数区分	<b>文</b> / IQ I 2	<b>文</b> /1成00

# 居宅介護支援(I)

介護支援専門員1人にあたり	居宅介護支援費(i)	居宅介護支援費(I)	
の利用者数が 45 人未満の場合	10860 円	14110 円	
〃 45 人以上の場合におい	居宅介護支援費(ii)	居宅介護支援費(II)	
て 45 人以上 60 人未満の場合	5440 円	14110 円	
〃 45 人以上の場合におい	居宅介護支援(iii)	居宅介護支援費 (Ⅲ)	
て 60 人以上の部分	3260 円	4220 円	

居宅介護支援(II)ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置を行っている事務所

介護支援専門員1人に当りの利用	居宅介護支援費(i)	居宅介護支援費(I)	
者の数が 50 人未満の場合	10860 円	14110 円	
〃 50人以上の場合におい	居宅介護支援費(ii)	居宅介護支援費(II)	
て50人以上60人未満の場合	5270 円	6830 円	
〃 50人以上の場合におい	居宅介護支援(iii)	居宅介護支援費 (Ⅲ)	
て 60 人以上の部分	3160 円	4100 円	

# 介護予防支援

要介護区分	要支援1・2
介護予防ケアマネジメント及び介護 予防支援	介護予防ケアマネジメント支援費 介護予防支援費 4720 円

- ・各種要件を満たした場合には、下記加算を算定します。
  - (1) 初回加算
  - (2) 入院時情報連携加算 (I)(II)
  - (3) 退院・退所加算
  - (4) 通院時情報連携加算
  - (5) ターミナルケアマネジメント加算
  - (6) 緊急時等カンファレンス加算
- ・要介護認定が決定する前に暫定的なサービスを利用される場合、認定の結果が自立(非該当)の場合、又は区分支給限度額を超えて利用したサービスは保険給付の対象となりません。保険給付対象外のサービスにかかる費用は全額自己負担です。